

栃木県が処遇改善等加算Ⅱの対象と認める幼稚園・認定こども園における園内研修の講師の基準

R2.11.13 現在 栃木県保健福祉部こども政策課

講師コード	要件
I-1	当該分野あるいは類似分野を教授している幼稚園教諭・保育士等を養成する学校または教育・福祉系大学等の教員
I-2	幼児教育センター・教育委員会の指導主事または、幼児教育指導員
I-3	幼稚園・認定こども園等において幼稚園教諭・保育士(保育教諭含む。)として勤務経験があり、かつ園長や主幹教諭等の立場の経験を有する者であって、当該分野について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者
I-4	当該分野について、栃木県保育士等キャリアアップ研修の講師経験を有する者

以下の研修内容については、上記の講師以外にも記載の講師を可とする。

研修内容	講師コード	要件
○特別支援教育	II-1	障害児施設など障害児支援等の分野で勤務経験があり、かつ当該分野に講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者
	II-2	児童相談所、児童発達支援センター、保健センター等で発達相談対応業務に従事し、かつ当該分野について講師や研究発表を行うなど十分な知識及び経験を有する者
○保健衛生 (子どもの健康・安全管理)	III-1	児童福祉施設または教育施設で感染症対策、安全管理業務に従事経験がある者で、研修講師の経験があるなど、十分な知識及び経験を有する者
	III-2	当該分野について、十分な知識や経験を有する医師、看護師、保健師
	III-3	心肺蘇生やAED、異物除去などについて講義及び演習を実施できる消防署職員、日本赤十字指導員等
○子育て支援 (子どもの人権)	IV-1	児童相談所長又は児童相談所で実務経験のある児童福祉司等
	IV-2	乳児院、児童養護施設、児童家庭支援センター、母子生活支援施設等の基幹的職員
○マネジメント	V-1	地方公共団体や企業等において当該分野に関する研修講師の経験を有する者
	V-2	団体、企業等で雇用管理の職務に従事した者で、かつ雇用管理に関する研修講師の経験を有する者

※留意事項

- ・アレルギー対応(疾患の理解・エピソードの取り扱い等)については、講師の基準Ⅰ-1、Ⅲ-2に限る。
- ・上記以外の者を講師として園内研修を実施することは妨げないが、処遇改善等加算Ⅱ対象の園内研修としては認められないと留意すること。